⑹　配置予定技術者の確認　落札決定後、工事実績情報システム（コリンズ）等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合以外は、申請書及び資料の差し替えは認められない。
⑺　当該工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理（又は主任）技術者及び現場代理人とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。
⑻　手続における交渉の有無　無。
⑼　契約書作成の要否　要。
⑽　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑾　技術提案書のヒアリングは、必要に応じて行う。
⑿　技術提案の採否等　技術提案の採否並びに評価については、競争参加資格の確認結果と併せて通知する。
⒀　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒁　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑴ⓑに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も、上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
　当該一般競争（指名競争）参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年３月29日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常ＪＶである場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部契約課調査係（〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前３－１－41大手前合同庁舎８階　電話06―6942―1141㈹）においても当該一般競争（指名競争）参加資格の認定に係る申請を受け付ける。
⒂　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : HASEGAWA Tomohiro Director General of the Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Nyudani Bridge in Ono Aburasaka Road
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 5 September 2024
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 4 December 2024 (tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 4 December 2024 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 4 December 2024)
⑹　Contact point for tender documentation : FUJINO Asako the second subsection Chief the Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―1―41, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり提案書の提出を招請します。
令和６年７月30日
国立大学法人新潟大学長　牛木　辰男
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　15
1　事業概要
⑴　品目分類番号　41、42、75、78
⑵　事業名　新潟大学新学生寮整備事業
⑶　事業場所　新潟県新潟市西区五十嵐２の町8050番地
⑷　事業概要
㋐　国立大学法人新潟大学（以下、「本学」という。）との事業契約に基づき、新潟大学新学生寮・リビングラボ及びラーニングハブの施設整備業務（設計、建設等）、維持管理業務、運営業務、民間付帯施設業務及びこれらに関連付随する一切の事業からなる業務を行う。
㋑　履行期間　事業契約締結の日から2067年３月31日まで
⑸　本事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下、「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象案件であり、優先交渉権者として選定された者と実施契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に以下の運営権実施等契約を締結する。
⑹　本事業は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び提案書の提出を行った者と提案書の内容に係るヒアリングを実施し、競争参加資格があると認められる者のうち評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者と価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。
2　応募企業もしくは応募グループの参加要件
　全ての単独企業（以下「応募企業」という。）もしくは複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）は次の要件を満たすこと。
１）「国立大学法人新潟大学契約事務取扱規程」第４条の規程に該当しない者であり、かつ同第５条に規定する資格を有する者であること。
２）参加表明書及び参加資格確認申請書の提出期限の日から応募期間が終了するまでの期間に、本学又は文部科学省から指名停止措置を受けていないこと。
３）本学が本事業について導入可能性調査業務及びアドバイザリー業務を委託した株式会社長大及び株式会社長大が本アドバイザリー業務において定型関係にある内藤・さきくさ法律事務所と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。
４）「新潟大学ＰＰＰ／ＰＦＩ事業検討委員会」（以下「委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。
５）応募者及び協力会社のいずれかが、他の応募者又は協力会社となっていないこと。また、応募者及び協力会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の応募者及び協力会社になっていないこと。
６）「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、次の規定に該当する者をいう。以下同じ。
㋐　資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。
①　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
②　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
㋑　人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、以下①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
①　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
②　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
ｉ　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
ｉｉ　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役